

## 竹本さん第1回口頭弁論「意見陳述」

# 意見陳述その2

( ～「意見陳述その1」～続き・・・ )

・・・しかし、会社は労働審判の中においても、調査期間内に20件の非違行為らしきものがあつたこと、苦情処理会議で抽象的に明らかにした10件に関して日時を新たに明らかに示しただけで、かかわった管理者の名前など20件すべてにおいて明らかにする考えはないと主張し、減額理由の詳細は全く明らかになりませんでした。

私は、今回の夏季手当減額により、会社制度によって65歳まで働くことが出来なくなりました。しかも、年金の比例報酬部分支給までの60歳から64歳までは他の運転士と同じ仕事内容にもかかわらず、毎月16万円という賃金で働かなくてはならない条件となりました。

私は、平成10年12月から平成22年6月までの間、期末手当の減額は一切ありませんでした。憲法で保障されている「法の下での平等」という観点においても、私にとっては、今後、生きていくうえで大変大きな問題です。したがって、今回の夏季手当の減額が「勤務成績が良好でないもの」で済ませられるものではありません。

会社は、調査期間中に20件もの非違行為らしきものがあつたと主張しています。しかし、私は調査期間中に会社からそのことに対して注意・指導された事実は一切ありません。・・・

～「意見陳述その3」に続く～